

発議第1号

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月12日提出

提出者 和歌山市議会議員

中谷謙二

中尾友紀

松井紀博

姫田高宏

山本忠相

浜田真輔

山野麻衣子

## 和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のために」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定め」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第83条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定め」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第133条第1項中「、請願者の住所および氏名（法人の場合にはその名称および代表者の氏名）を記載し、請願者が」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名」に改め、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に、「または」を「又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。